

別表 利用料金表

洛和デイセンターイリオス

1. 介護報酬告示額

①(1)通常規模型 通所リハビリテーション 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
1時間以上2時間未満	要介護1	369単位	10.55円	3,892円	390円	779円	1,168円
	要介護2	398単位		4,198円	420円	840円	1,260円
	要介護3	429単位		4,525円	453円	905円	1,358円
	要介護4	458単位		4,831円	484円	967円	1,450円
	要介護5	491単位		5,180円	518円	1,036円	1,554円
2時間以上3時間未満	要介護1	383単位	10.55円	4,040円	404円	808円	1,212円
	要介護2	439単位		4,631円	464円	927円	1,390円
	要介護3	498単位		5,253円	526円	1,051円	1,576円
	要介護4	555単位		5,855円	586円	1,171円	1,757円
	要介護5	612単位		6,456円	646円	1,292円	1,937円
3時間以上4時間未満	要介護1	486単位	10.55円	5,127円	513円	1,026円	1,539円
	要介護2	565単位		5,960円	596円	1,192円	1,788円
	要介護3	643単位		6,783円	679円	1,357円	2,035円
	要介護4	743単位		7,838円	784円	1,568円	2,352円
	要介護5	842単位		8,883円	889円	1,777円	2,665円
4時間以上5時間未満	要介護1	553単位	10.55円	5,834円	584円	1,167円	1,751円
	要介護2	642単位		6,773円	678円	1,355円	2,032円
	要介護3	730単位		7,701円	771円	1,541円	2,311円
	要介護4	844単位		8,904円	891円	1,781円	2,672円
	要介護5	957単位		10,096円	1,010円	2,020円	3,029円
5時間以上6時間未満	要介護1	622単位	10.55円	6,562円	657円	1,313円	1,969円
	要介護2	738単位		7,785円	779円	1,557円	2,336円
	要介護3	852単位		8,988円	899円	1,798円	2,697円
	要介護4	987単位		10,412円	1,042円	2,083円	3,124円
	要介護5	1,120単位		11,816円	1,182円	2,364円	3,545円
6時間以上7時間未満	要介護1	715単位	10.55円	7,543円	755円	1,509円	2,263円
	要介護2	850単位		8,967円	897円	1,794円	2,691円
	要介護3	981単位		10,349円	1,035円	2,070円	3,105円
	要介護4	1,137単位		11,995円	1,200円	2,399円	3,599円
	要介護5	1,290単位		13,609円	1,361円	2,722円	4,083円
7時間以上8時間未満	要介護1	762単位	10.55円	8,039円	804円	1,608円	2,412円
	要介護2	903単位		9,526円	953円	1,906円	2,858円
	要介護3	1,046単位		11,035円	1,104円	2,207円	3,311円
	要介護4	1,215単位		12,818円	1,282円	2,564円	3,846円
	要介護5	1,379単位		14,548円	1,455円	2,910円	4,365円

②通所リハビリテーション 加算及び減算料金

サービス内容	単位	地域単価	金額	利用負担額		
				1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき 40単位	10.55円	422円	43円	85円	127円
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき 60単位		633円	64円	127円	190円
リハビリテーション提供体制加算(3～4時間)	1日につき 12単位		126円	13円	26円	38円
リハビリテーション提供体制加算(4～5時間)	1日につき 16単位		168円	17円	34円	51円
リハビリテーション提供体制加算(5～6時間)	1日につき 20単位		211円	22円	43円	64円
リハビリテーション提供体制加算(6～7時間)	1日につき 24単位		253円	26円	51円	76円
リハビリテーション提供体制加算(7時間以上)	1日につき 28単位		295円	30円	59円	89円
リハビリテーションマネジメント加算イ (同意より6ヶ月以内)	1月につき 560単位		5,908円	591円	1,182円	1,773円
リハビリテーションマネジメント加算イ (同意より6ヶ月超)	1月につき 240単位		2,532円	254円	507円	760円
リハビリテーションマネジメント加算ロ (同意より6ヶ月以内)	1月につき 593単位		6,256円	626円	1,252円	1,877円
リハビリテーションマネジメント加算ロ (同意より6ヶ月超)	1月につき 273単位		2,880円	288円	576円	864円
リハビリテーションマネジメント加算ハ (同意より6ヶ月以内)	1月につき 793単位		8,366円	837円	1,674円	2,510円
リハビリテーションマネジメント加算ハ (同意より6ヶ月超)	1月につき 473単位		4,990円	499円	998円	1,497円
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	1月につき 270単位		2,848円	285円	570円	855円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき 22単位		232円	24円	47円	70円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき 18単位		189円	19円	38円	57円
短期集中リハビリテーション加算 退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内に行われた場合	1日につき 110単位		1,160円	116円	232円	348円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ) 退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内に週2日を限度に行われた場合	1日につき 240単位		2,532円	254円	507円	760円
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ) 退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内に月に4回以上行われた場合	1月につき 1,920単位		20,256円	2,026円	4,052円	6,077円

中重度ケア体制加算	1日につき	20単位	10.55円	211円	22円	43円	64円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき	1,250単位		13,187円	1,319円	2,638円	3,957円
栄養アセスメント加算	1月につき	50単位		527円	53円	106円	159円
栄養改善加算	1月につき	200単位		2,110円	211円	422円	633円
重度療養管理加算	1日につき	100単位		1,055円	106円	211円	317円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	60単位		633円	64円	127円	190円
科学的介護推進体制加算	1ヶ月につき	40単位		422円	43円	85円	127円
移行支援加算	1日につき	12単位		126円	13円	26円	38円
退院時共同指導加算	1回につき	600単位		6,330円	633円	1,266円	1,899円
業務継続計画未実施減算		所定単位数の100分の1		所定単位数により変動します			
高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の100分の1		所定単位数により変動します			
送迎減算	片道につき	-47単位		-496円	-49円	-99円	-148円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位数の86/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の83/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位数の66/1000		所定単位数により変動します			
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位数の53/1000		所定単位数により変動します			

③介護予防通所リハビリテーション 基本料金(利用1回につき)

サービス内容	単位	地域単価	金額	利用負担額		
				1割	2割	3割
介護老人保健施設併設 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2,268単位	10.55円	23,927円	2,393円	4,786円
	要支援2	4,228単位		44,605円	4,461円	8,921円
					13,382円	

④介護予防通所リハビリテーション 加算及び減算料金

サービス内容	単位	地域単価	金額	利用負担額		
				1割	2割	3割
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき	562単位	5,929円	593円	1,186円	1,779円
栄養アセスメント加算	1月につき	50単位	527円	53円	106円	159円
栄養改善加算	1月につき	200単位	2,110円	211円	422円	633円
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位	2,532円	254円	507円	760円
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	422円	43円	85円	127円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援1	1月につき	88単位	928円	93円	186円	279円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)要支援2	1月につき	176単位	1,856円	186円	372円	557円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)要支援1	1月につき	72単位	759円	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)要支援2	1月につき	144単位	1,519円	152円	304円	456円
利用開始月から12月を超えて利用した場合(要支援1)	1月につき	-120単位	10.55円	-1,266円	-126円	-253円
利用開始月から12月を超えて利用した場合(要支援2)	1月につき	-240単位	10.55円	-2,532円	-253円	-506円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位数の86/1000	10.55円	所定単位数により変動します		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の83/1000	10.55円	所定単位数により変動します		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき	所定単位数の66/1000	10.55円	所定単位数により変動します		
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき	所定単位数の53/1000	10.55円	所定単位数により変動します		

⑤(予防)通所リハビリテーションサービス 加算及び減算料金の内容説明

○入浴介助加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)※予防は除く

看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。また、当該理学療法士等が位置等との連携の下で利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合は入浴介助加算(Ⅱ)を加算します。

○リハビリテーション提供体制加算

常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が、利用者数の25又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合に加算します。

○リハビリテーションマネジメント加算イ

・リハビリテーション会議を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。(構成員である医師の会議への出席についてはテレビ電話等を使用してもよい。)

・リハビリテーション計画に関与している理学療法士等が説明し、同意を得るとともに医師へ報告する。

・リハビリ会議については計画書の同意から6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上開催し、利用者の変化に応じて通所リハビリ計画書を見直すこと。

・必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報共有が必要。医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。上記について取り組んだ場合加算します。

○リハビリテーションマネジメント加算ロ
リハビリテーションマネジメント加算イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算します。
○リハビリテーションマネジメント加算ハ
リハビリテーションマネジメント加算ロに加えて、事業所に管理栄養士を1名以上配置し、多職種が共同して利用者の栄養アセスメント及び口腔の健康状態の評価を行っていること。 ・言語聴覚士、又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 ・関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。 上記について取り組んだ場合加算します。
事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合
事業所の医師が、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、上記リハビリテーションマネジメント加算に加え、所定の単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※予防を含む 予防は1月につき加算
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上になる場合に、 1回につき 所定単位数を加算します。
○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※予防を含む 予防は1月につき加算
事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、1回につき所定単位数を加算します。
○短期集中リハビリテーション実施加算
医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日又は認定から起算して3月以内の期間に、一週につきおおむね2回以上、一日あたり40分以上実施することで、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、一日につき所定単位数に加算されます。
○認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ・Ⅱ) ※Ⅱについてはリハビリテーションマネジメント加算を取得している場合に限る
【Ⅰ】 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、Ⅰについてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に 1週間に2日を限度 として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定されます。 【Ⅱ】 【Ⅰ】に加え、ご利用者の居宅を訪問し、生活環境の把握し通所リハビリテーション計画を作成する。また、居宅における応用的動作能力や社会適応能力の評価を行い、その結果をご利用者とご家族へと伝えること。1ヶ月に4回以上実施することで、につき、所定単位数に加算します。
中重度ケア体制加算
利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に 1日につき 所定の単位数を加算します。
生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※リハビリテーションマネジメント加算を取得している場合に限る
加齢や状態低下などで、生活行為(排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為)が低下したご利用者に対して、生活行為の向上ができるように目標を立て、自宅の中や地域での様子を踏まえた計画を作成し、実施計画に沿ったリハビリテーションを行うことによって、生活活動能力の向上を支援した場合に6か月に限り算定可能。居宅でのご利用者の応用動作能力や社会適応能力の評価を行い、ご利用者とご家族と共に日常生活が継続できるようにすることを目的としております。
○栄養アセスメント加算
事業所の従業者として、または外部との連携により管理栄養士を1名以上配置。 利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者または家族に対して結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効実施のために必要な情報を活用した場合に算定されます。
○栄養改善加算
低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に必要に応じ居宅を訪問し、低栄養状態の改善等を目的として個別的に実施される栄養食時相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上資すると認められるものを行った場合、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として、1回につき加算します。
○重度療養管理加算 ※予防は除く
要介護3～5で厚生労働大臣が定める状態にある利用者に計画的な医学的管理を継続して行う、療養上必要な処置を行った場合に加算します。
○若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、 (通所リハビリテーション) 1日につき 所定単位数を加算します。 (予防通所リハビリテーション) 1月につき 所定単位数を加算します。
科学的介護推進体制加算
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算します。
○移行支援加算
評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、ADLやIADLの向上により指定通所介護等を実施した者の割合が、3%を超えていること 通所リハビリテーションの利用の回転率が、「12月÷平均利用延月数≥27%」であること 評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること 上記の要件を満たした場合に加算します。

○退院時共同指導加算
退院時に、通所リハビリテーションの医師または理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、利用者の初回りリハビリテーションを実施した場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。
○業務継続計画未実施減算
感染症の予防及びまん延防止の為の指針の整理、非常災害に関する具体的計画の策定を行うところ、感染症もしくは災害のいずれか、またはその両方における業務継続計画ができていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算します。
○12月超減算
利用開始月から12月を超えて利用される場合、所定の単位数を減算します。ただし、下記の要件を満たす場合は減算なしとなります。 (要件)3か月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、情報共有を図るとともに、状態に合わせて適切に計画書を見直していること。また、リハビリテーション計画書の情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって、その情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
○高齢者虐待防止未実施減算
虐待の防止またはその再発を防止する為の措置を講じるところ、虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会の開催や指針の整備、研修実施のほか、担当者を定めること等を講じられていない場合、所定の単位数の1/100に相当する単位数を減算します。
○送迎減算
通所リハ事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、 片道につき 所定の単位数を減算をします。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 86/1000(8.6%)の単位数を、1月につき 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 4.7% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 83/1000(8.3%)の単位数を、1月につき 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 2.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 66/1000(6.6%)の単位数を、1月につき 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 1.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ※予防を含む
別途所定単位数の合計に、 53/1000(5.3%)の単位数を、1月につき 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 1.0% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。

⑥利用料金の計算方法(共通)

* 加算は利用者によって異なります。

サービス料金総額＝〔基本サービス費の単位＋他該当する各種加算及び減算〕×地域単価(10.55円)

※1月あたり、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(4.7%)並びに介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(2.0%)が加わります。

利用者負担額はサービス料金総額の1割または2割、もしくは3割となります。

※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割

または、全額を支払いいただくことがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	単位	金額	
食事代	1食につき	600円	
おやつ代	1食につき	110円	(税込:税率10%)
レクリエーション・行事参加費	1回につき	実費	
おむつ代(紙おむつ)(税込)	1枚につき	165円	(税込:税率10%)※紙おむつ等は、持参を基本としています。
おむつ代(パット)(税込)	1枚につき	35円	(税込:税率10%)
その他	実費		※利用者の事情により必要となる日用品や嗜好品等の実費については、利用者の負担となります。

②その他費用

サービス内容	単位	金額	
領収証明書発行費用	1通につき	1,650円	(税込:税率10%)

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき1,650円(税込)を申し受けます。